

日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association)

バイオ炭品質部門 細則

第1条 (目的)

この細則は「バイオ炭品質部門規則」に基づき、バイオ炭品質部門の運営上必要な事項を定める。

第2条 (品質証明書発行手数料)

規則第9条に規定する発行手数料は次のとおりとする。

区分	品質証明対象バイオ炭数量		製造販売部会会員	非会員
	重量 (気乾)	体積	金額	
A	10t以下	50m ³ 以下	¥50,000	¥100,000
B	50t以下	250m ³ 以下	¥70,000	¥140,000
C	100t以下	500m ³ 以下	¥120,000	¥240,000
	50 t 刻み毎	250m ³ 刻み毎	+ ¥ 70,000	+ ¥ 140,000

第3条 (現地調査)

各種バイオ炭における原料調達・製造方法の特殊性に鑑み、現地調査を行うことがある。その場合は、それらに係る実費を徴収するものとする。

附則

本細則は2021年1月1日から施行する。